自転車活用推進計画
策定の背景と目的について

柏市
KASHIWA CITY

1．自転車活用推進計画に関する国や県の動向

- 平成29年に自転車活用推進法が施行され、都道府県・市区町村による計画策定が努力義務化。
- 国は、平成30年に第1次自転車活用推進計画を閣議決定した後、令和3年に第2次自転車活用推進計画を閣議決定。
- 千葉県は、令和元年度に千葉県自転車活用推進計画を策定しており、令和4年度で計画期間満了。

平成29年5月1日（2017年）
自転車活用推進法の施行
（国の自転車活用推進計画を定めることと、都道府県・市区町村での自転車活用推進計画策定が努力義務化）

↓

平成30年6月8日（2018年）
国の第１次自転車活用推進計画が閣議決定（令和2年度までの3ヵ年計画）

↓

令和2年3月（2020年）
千葉県自転車活用推進計画が策定（令和4年度までの3ヵ年計画）

↓

令和3年5月（2021年）
国の第２次自転車活用推進計画が閣議決定（令和7年度までの5ヵ年計画）

2. 自転車活用推進法

柏市
KASHIWA CITY

- 自転車活用推進法では、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定めるとともに、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。

＜自転車活用推進法に示された基本理念と国等の責務＞

目的

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

基本理念

・自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
・交通安全の確保

国等の責務

・国	：自転車の活用を総合的・計画的に推進
・地方公共団体	：国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
・公共交通事業者	：自転車と公共交通機関との連携等に努める
・国民	：国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

出典：国土交通省

【参考】自転車利用のメリット

● 自転車利用は、近距離移動における利便性や環境負荷の低減、健康維持や増進等の特性があり、市民、事業者や地域にとってそれぞれメリットがある。

＜自転車利用のメリット＞

01 市民のメリット

● **健康の維持や増進と医療費の削減**

➢ 有酸素運動・自転車のペダリングによる健康効果の例
- 体重と体脂肪の低減
  ⇒ 肥満や肥満症の予防・改善
- 中性脂肪と悪玉コレステロールの低減
  ⇒ 動脈硬化の予防
- 血糖値の改善 ⇒ 糖尿病の予防
- その他、ロコモ、心臓疾患、がんの予防につながる等

➢ 上記の効果が**医療費の削減**につながる

● **移動の利便性向上（時間短縮）**

➢ 自転車は約500m～5km弱の都市移動において、他のどの交通手段よりも**所要時間が短い**

02 事業者のメリット

● **経費の削減と事故リスクの低減**

➢ 自転車通勤を推奨することにより、
- **固定費の削減**（通勤手当や駐車場）
- 従業員の**事故リスクの低減**につながる

● **生産性の向上**

➢ 自転車通勤をしている従業員は**労働生産性の向上（仕事の質や量・スピードの向上）**につながる

● **事業者のイメージアップ**

➢ 自転車通勤の促進に取り組むことで社会的評価、**健康経営企業への認定**につながる

03 地域のメリット

● **環境負荷の低減**

➢ 自転車のCO_2排出量はゼロ、他のどの乗り物よりも**地球環境にやさしい**

● **渋滞の緩和**

➢ 自転車を積極的に利用し、クルマの利用量を減らすことで**渋滞緩和につながる**

● **交流人口や消費の拡大**

➢ サイクルツーリズムは**体験型観光コンテンツ**として、**国内外からの誘客**につながる

➢ 自転車とクルマでは自転車のほうが買い物回数が多い傾向にあり、**地域での消費活動増加**につながる

3．国の第2次自転車活用推進計画

柏市 KASHIWA CITY

- 国の第2次自転車活用推進計画では、自転車の活用の推進に関する４つの目標と、実施すべき22の施策が定められている。
- また、以下に示した22の施策を具体的に実行する94の措置が掲げられている。

＜第2次自転車活用推進計画の４つの目標と22の施策＞

目標1　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1．地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
2．自転車通行空間の計画的な整備
3．路外駐車場等の整備や違法駐車取り締まりの推進等
4．シェアサイクルの普及促進
5．地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
6．情報通信技術の活用の推進
7．生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

8．国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9．公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10．自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11．自転車通勤等の促進

目標3　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

12．国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
13．走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4　自転車事故のない安全で安心な社会の実現

14．高い安全性を備えた自転車の普及促進
15．多様な自転車の開発・普及【**新規**】
16．自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17．交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
18．学校等における交通安全教室の開催等の推進
19．地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲）
20．自転車通行空間の計画的な整備（再掲）
21．災害時における自転車の活用の推進
22．損害賠償責任保険等への加入促進【**新規**】

出典：国土交通省

4．千葉県自転車活用推進計画

柏市 KASHIWA CITY

- 千葉県の自転車活用推進計画では、自転車の活用の推進に関する４つの目標と、実施すべき17の施策が定められている。
- また、以下に示した17の施策を具体的に実行する29の措置が掲げられている。

＜千葉県自転車活用推進計画の４つの目標と17の施策＞

目標1　自転車の役割拡大に向けた人と環境にやさしい自転車環境づくり

施策１：県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び自転車通行空間の計画的な整備推進

施策２：違法駐車取締りの促進等による自転車通行空間の確保

施策３：シェアサイクル等の導入促進

施策４：自転車の安全な通行に配慮した道路環境づくり

施策５：放置自転車対策の推進

目標2　自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

施策１：自転車を活用した健康づくりの推進

施策２：サイクルスポーツ振興の推進

目標3　自転車を活用した観光の活性化と交流基盤の確立

施策１：サイクルツーリズムの推進

施策２：サイクルスポーツ振興の推進（再掲）

施策３：自転車の利用促進

目標4　自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策１：自転車の安全な利用の促進

施策２：交通安全教育の推進

施策３：通学路の安全点検の推進

施策４：自転車の点検整備の促進

施策５：自転車損害賠償保険等の加入促進

施策６：県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び自転車通行空間の計画的な整備推進（再掲）

施策７：災害時における自転車の活用の推進

出典：千葉県自転車活用推進計画（令和2年11月）

5．自転車に関する最新の動向

柏市 KASHIWA CITY

- 現行計画策定後、自転車保険の加入義務化・自転車安全利用五則の一部改正・ヘルメット着用の努力義務化・電動キックボードに関する道路交通法一部改正等、自転車を取り巻く社会情勢が変化している。

令和4年7月

千葉県において自転車損害賠償保険等（以下自転車保険）への加入義務化

千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成29年4月施行）」の改正により、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務化。

令和4年11月

自転車安全利用五則の一部改定

令和4（2022）年11月1日に、自転車利用五則が改定。
（すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務など）

令和5年4月

ヘルメット着用の努力義務化

令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務化。

令和5年7月

電動キックボードに関する道路交通法一部改正

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行。

6．本計画の目的

柏市 KASHIWA CITY

● 以上を踏まえ、柏市自転車活用推進計画の目的を以下に示す。

本計画は、自転車利用の多様な場面やニーズに総合的に対応するために、

「はしる」「つかう」「とめる」「まもる」という4つの側面を計画策定の基本的な視点とし、

自転車利用における**安全性、利便性、快適性の総合的な向上を図る**ことで、

市民の健康増進や地域の活性化、環境負荷の低減を図るとともに、

市が目指す**将来像「未来へつづく先進住環境都市・柏」へ寄与する持続可能なまちづくりに繋げる**ことを目的とする。